

第12回 農業委員会総会議事録

令和3年6月22日開会

中標津町農業委員会

令和3年6月22日、第12回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

1番	二瓶	裕貴
2番	横田	千秋
3番	谷川	好則
4番	長谷川	孝二
5番	田中	洋希
6番	竹村	聡
7番	武田	健治
8番	田中	世一
9番	瀧本	和男
10番	須崎	智
11番	和泉	光広
12番	後藤田	宏幸
13番	高橋	正一
14番	赤波江	信二
15番	小林	亨
16番	中村	正生
17番	笠原	康博
18番	本田	信幸

附議した案件

- | | | |
|-----|--------|---|
| (イ) | 議案第66号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| (ロ) | 議案第67号 | 農地法第4条の規定による許可申請について |
| (ハ) | 議案第68号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| (ニ) | 議案第69号 | 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について |
| (ホ) | 議案第70号 | 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画の承認について |
| (ヘ) | 議案第71号 | 賃借料情報の提供について |
| (ト) | 議案第72号 | 農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について |
| (チ) | 報告第27号 | 農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業完了届について |
| (リ) | 報告第28号 | 農政委員会開催報告について |
| (ヌ) | 報告第29号 | 農地委員会開催報告について |

本日出席した職員

事務局 長	坂井 一文
庶務係 長	葛西 利光
農地係 長	吉田 佳弘
係	宮崎 智佳

(開会 10時30分)

- 議長 定刻になりました。
ただいまの出席委員は、18名でございます。
定足数に達しておりますので、会議は成立致します。
ただ今から、第12回中標津町農業委員会総会を開会致します。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。
議事日程に従い、ただちに会議に入ります。
日程1「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。
会議規則第24条第2項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。
6番、竹村 聡 委員。
7番、武田 健治 委員。
以上、2名を指名致します。
日程2「会務報告」を事務局長から報告致します。
- 事務局長 5月27日の総会以降の会務につきましては、特にございませんでしたのでご報告いたします。以上で会務報告を終わります。
- 議長 以上で、会務報告を終わります。
日程3、議案第66号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程致します。(1)について内容を地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり)横田委員。
- 横田委員 上程になりました議案第66号「農地法第3条の規定による許可申請について」(1)について説明いたします。2ページをお開きください。
(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。
譲渡人、中標津町字〇〇〇〇〇番地、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。
譲受人、中標津町字〇〇〇〇〇番地、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。
2、土地の表示。字養〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積41,563㎡、利用目的、牧草畑、他16筆、計523,314㎡。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を後継者へ贈与するもの。譲受人、贈与を受けて営農するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格。無償。6、当事者の経営状況。世帯員、3人、農従者、3人、経営地、計838,702㎡、家畜、牛158頭。7、見取図については、4ページのとおりとなっております。この案件につきましては、町田 芳照 氏が後継者に使用貸借していた農地を合意解約し、後継

者に生前一括贈与するものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。

議長 日程4、議案第67号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程致します。(1)について内容を地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 武田委員。

武田委員 上程になりました議案第67号「農地法第4条の規定による許可申請について」(1)について説明いたします。6ページを開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名。

中標津町字〇〇〇〇線〇〇番地、〇〇 〇〇。

2、許可を受けようとする土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積35,244㎡内13,998㎡。3、許可を受けようとする事由。農業用施設建設のため。4、転用の期間。許可日から永年。5、見取図については、7ページのとおりとなっております。この案件につきましては、農業用施設を建設するため申請があったものです。現牛舎の老朽化に伴い、成牛・乾乳牛舎の施設規模を拡大して建て替えるもので、施設用地内では不足する状況となったため、農地転用して建設するものであります。申請面積については、13,998㎡で、令和3年6月3日に第3地区推進班において現地確認を行ったところ、申請地は、利便性を考慮すると代替地は他にないことから、別添の農地法第4条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり、北海道農業会議へ意見聴取することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、意見聴取致します。
日程5、報告第27号「農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」を議題に供します。(1)について、内容を地区推進班から報告願います。
(挙手あり)和泉委員。

和泉委員 上程になりました、報告第27号「農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」(1)について説明いたします。9ページをお開きください。
(1) 1、届出人の住所、氏名
中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇。
2、許可年月日、許可番号。令和2年12月22日付、中農委4第令2-12号。
3、許可地の所在。中標津町字〇〇〇〇〇〇番〇。4、転用目的。農業用施設。5、事業計画の期間。令和2年12月22日から令和3年8月30日まで。6、事業完了年月日。令和3年5月20日。7、完了検査年月日につきましては、令和3年6月11日に第5地区推進班により、現地において計画通り建設されていることを確認しております。以上報告いたします。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
以上で事業完了届についての報告を終わります。
日程6、議案第68号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程致します。(1)について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり)長谷川委員。

長谷川委員 上程になりました議案第68号「農地法第5条の規定による許可申請について」(1)について説明致します。議案の11ページをお開きください。
(1) 1、当事者の住所、氏名。
貸主、中標津町字〇〇〇〇〇番地、〇〇 〇〇。
借主、野付郡別海町〇〇〇〇町〇〇〇番地、〇〇〇〇(株)、代表取締役社長、〇〇 〇。
2、許可を受けようとする土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積11,957㎡内3,283㎡、他2筆、計7,919㎡。3、許可を受けようとする事由。砂利採取のため。4、転用の期間。令和3年7月24日から令和4年7月23日まで。5、権利の種類。賃貸借権。6、採取量、砂利3,158㎡。7、最大切深、8.8m。8、見取図については、12ページのとおりとなっております。
この案件につきましては、砂利採取のため申請があったものです。継続案件で5年程度の期間をかけて砂利採取を行なおうとするもので、今回の申請面積は7,919㎡となっております。令和3年6月11日、第4地区推進班において現地確認を行っ

ており、建設工事に必要な資源採取のための一時転用であり、別添の農地法第5条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり、北海道農業会議へ意見聴取することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、意見聴取致します。
日程7、議案第69号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。
なお、本案件につきましては、(1)から(5)と(6)の2回に分けて審議を致します。

(1)(2)について内容を地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 田中世一委員。

田中委員 上程になりました議案第69号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(1)(2)について、説明いたします。
議案の14ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町〇〇〇丁目〇〇番地、〇〇 〇〇、〇〇歳。

借主、中標津町字〇〇〇〇線北〇〇番地、(株)〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇線北〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積38,308㎡内18,708㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和3年7月1日から令和8年6月30日まで。6、価格。年71,000円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。構成員1人、農従者、1人、経営地、計1,787,202.75㎡、家畜、牛、941頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、16ページのとおりです。なお、(2)につきましても貸主が同一でありますので、貸主の氏名等省略し、一括してご説明いたします。

15ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

借主、中標津町字〇〇〇〇線〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。字〇〇〇〇線北〇〇番1、公簿、畑、現況、畑、面積38,308㎡内19,600㎡、利用目的、普通畑、他1筆、計27,500㎡。3、許可を受けようとする事

由。貸主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和3年7月1日から令和8年6月30日まで。6、価格。年104,000円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員2人、農従者、2人、経営地、計530,715㎡、経営作目、馬鈴薯。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、16ページのとおりです。

この2件につきましては、賃貸借の期間が満了することに伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(3)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 上程になりました議案第69号(3)について、説明いたします。
議案の17ページをお開きください。

(3)1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中中標津町字〇〇〇〇線〇〇番地、〇〇 〇〇、〇〇歳。

借主、中標津町字〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、山林、現況、畑、面積73,908㎡内18,000㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和3年7月1日から令和4年6月30日まで。6、価格。年72,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、4人、農従者、2人、経営地、計622,969㎡、家畜、牛51頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、18ページのとおりです。

この案件につきましては、賃貸借の期間満了に伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(3)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(4)(5)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 田中洋希委員。

田中委員 上程になりました議案第69号(4)(5)について、説明いたします。
議案の19ページをお開きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町字○○○○○○番地○、○○ ○、○○歳。

借主、中標津町字○○○○○○番地○、(有)○○○○○○、代表取締役、○○ ○○。

2、土地の表示。字○○○○○○番○、公簿、畑、現況、畑、面積39,299㎡、利用目的、牧草畑、他13筆、計413,895㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和3年7月1日から令和8年6月30日まで。6、価格。年1,279,000円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。構成員4人、農従者、4人、経営地、計1,907,404.10㎡、家畜、牛、739頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、23,24ページのとおりです。なお、(5)につきましても貸主が同一でありますので、貸主の氏名等省略し、一括してご説明いたします。

21ページをお開きください。

(5) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

借主、中標津町字○○○○○○番地、○○ ○、○○歳。

2、土地の表示。字○○○○○○番○、公簿、畑、現況、畑、面積45,367㎡内35,100、利用目的、牧草畑、他5筆、計101,983㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和3年7月1日から令和8年6月30日まで。6、価格。年202,000円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員4人、農従者、4人、経営地、計1,586,040.25㎡、家畜、牛、110頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、23,24ページのとおりです。

この2件につきましては、賃貸借の期間が満了することに伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(4)(5)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

おはかり致します。議案第69号(1)から(5)について、これを原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。

よって議案第69号(1)から(5)は原案のとおり、可決されました。

ここで、会議規則第16条の規定により、○番、○○○○委員の退席をお願い致します。

(○○委員退席)

議長 (6)について内容を地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり)和泉委員。

和泉委員 上程になりました議案第69号(6)について説明いたします。25ページをお開きください。

(6)1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町字○○○○○○番地○、○○ ○○、○○歳。

借主、中標津町字○○○○○○番地○、○○ ○○、○○歳。

2、土地の表示。字○○○○○○番○、公簿、畑、現況、畑、面積87,263㎡内47,300㎡、利用目的、牧草畑。他1筆、計93,100㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、所有農地を近隣農家に賃貸借するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和3年7月1日から令和13年6月30日まで。6、価格。年218,000円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、4人、農従者、4人、経営地、計2,041,232㎡、家畜、牛284頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、26ページのとおりです。この案件につきましては、所有者から所有農地を賃貸借したい旨の申し出があり、近隣農家と協議の末、借主を決定したものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(6)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
おはかり致します。議案第69号(6)について、これを原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって議案第69号(6)は原案のとおり、可決されました。

(○○委員着席)

議長 ○○委員に申し上げます。本案は原案のとおり、可決されました。
日程8、報告第28号「農政委員会開催報告について」を議題に供します。内容を

委員長から報告願います。

(挙手あり) 長谷川委員長。

長谷川委員長 報告第28号「農政委員会開催報告について」説明いたします。28ページをお開きください。令和3年5月27日役場3・4号委員会室において、農政委員会を開催し審議を行ったので、中標津町農業委員会会議規則第23条の規定によりその結果を報告します。

審議内容。1、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画の承認について。このことについて、次のとおり結論を得ております。

協議結果。事務局が作成した原案の内容確認と協議の結果、内容に問題がないことから総会提案について承認するとの結論となったところであります。

以上、報告いたします。

議長 報告が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。以上で農政委員会の報告を終わります。日程9、議案第70号「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画の承認について」を議題に供します。内容を事務局から説明願います。

(挙手あり) 庶務係長。

庶務係長 議案第70号「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画の承認について」をご説明致します。30ページをご覧ください。農業委員会の適正な事務実施につきましては、農林水産省の指導により、新農地制度が実効あるものとするために取り組んでいるところであります。毎年、前年の活動点検・評価、及び本年度の活動計画を作成することとなっております。先ほど、長谷川農政委員長よりご報告がありましたとおり、令和2年度法令事務・促進事務に関する点検、及び当初計画に対する評価、令和3年度の目標設定数値等を、本議案のとおり、取りまとめたところであります。なお、本活動点検・評価、活動計画につきましては、承認後、根室振興局を經由して、農林水産省経営局へ報告し、合わせて、農業委員会のホームページに掲載し、公表することとなっております。以上、説明とさせていただきます。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、承認されました。
日程10、報告第29号「農地委員会開催報告について」を議題に供します。
内容を委員長から報告願います。
(挙手あり) 高橋委員長

高橋委員長 報告第29号「農地委員会開催報告について」令和3年6月16日付け書面会議において、農地委員会を開催し審議を行ったので、中標津町農業委員会会議規則第23条の規定によりその結果を報告します。
審議内容、1、令和2年分中標津町賃借料情報の提供について。農業委員会は、その所掌事務を的確に行うため、賃借等の動向その他の農地に関する情報収集、整理、分析及び提供を行うと農地法第52条で定められていることから令和2年分の賃借料情報について協議した結果、次のとおり結論を得ております。
協議結果。令和2年分の賃借料情報については、「農地法の運用について」の中で「農地の賃貸借契約を締結する場合の目安となるよう地域の実勢を踏まえた賃借料情報を提供すること。」とされていることから農地保有合理化事業等、通常の農業者同士の賃貸借ではない案件を除いた賃借料を提供するとの結論とした。
以上、農地委員会の開催報告いたします。

議長 報告が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。以上で農地委員会の報告を終わります。
日程11、議案第71号「賃借料情報の提供について」を上程致します。
提案内容を事務局から説明願います。
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 議案第71号「賃借料情報の提供について」事務局よりご説明致します。44ページをご覧ください。標準小作料制度が廃止されたことから、農地法第52条に基づく地域における賃借料の目安になるものを農業委員会が提供することになっております。
中標津町賃借料情報
令和2年1月から令和2年12月までに締結または公告された農地法及び農業経営基盤強化促進法による賃貸借における10a当りの賃借料水準は、以下のとおりとなっております。なお、農地委員長から報告がありましたとおり、農業委員会の賃借料評価に当てはまらない、保有合理化事業による賃貸借、町営牧場の賃貸借などは、著しく賃借料水準を下げることから、除いて集計しております。總會承認後、農業委員会のホームページに掲載し公表するものであります。以上、説明とさせていただきます。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり提供することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程12、議案第72号「農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について」を議題に供します。ここで、本案件につきましては、私ごとに関する事項が含まれておりますので、規定により、議長は武田会長代理にお願い致します。

(本田会長降壇、議席へ)

(武田会長代理登壇)

武田会長代理 会長に代わり、議事を進行致します。
ここで、会議規則第16条の規定により、〇〇番、〇〇委員の退席をお願い致します。

(〇〇〇〇退席)

内容を事務局から説明願います。

(挙手あり) 農地係長。

農地係長 上程になりました、議案第72号「農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について」事務局よりご説明致します。46ページをお開きください。令和3年度分といたしまして(有)〇〇〇〇からの提出がありました。令和3年4月23日以降に受理した報告書でございまして、記載の通り、いずれも農地所有適格法人の要件を全て満たしているものであります。以上報告いたします。

武田会長代理 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

武田会長代理 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

武田会長代理 ご異議ないものと認めます。
よって本件は承認されました。
(〇〇〇〇、議席へ着席)
〇〇委員に申し上げます。本件は原案のとおり承認されました。
ここで議長を交代し、今後の議事は、本田会長にお願い致します。
(武田会長代理降壇、議席へ)
(本田会長登壇)

議 長 以上で、本総会に提出されました議案の審議は、すべて終了致しました。
これをもちまして、第12回総会を閉会致します。ご苦労さまでした。

(閉 会 11時03分)

以上、本総会の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年6月23日

会 長 _____

6 番 _____

7 番 _____